

平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」審査要項

「特色ある大学教育支援プログラム」実施委員会

本事業の趣旨

いま日本の社会は、大学の最重要な機能である教育について、一層の期待と新たな展開への認識を深めつつある。近年の大学審議会及び中央教育審議会の各種答申書は、それらの多くについて重要な提議をしている。すなわち、今日の学術研究の高度化・専門化や諸科学の飛躍的進歩、国際化・情報化の進展、さらに生涯学習需要の増大等に伴い、社会・経済構造、産業構造、雇用形態などの複雑多様な変化に対応して、わが国の大学、短期大学は、多様で個性的な教育研究活動を展開するため、その組織と教育研究の全般にわたる改革を行っていくことが求められている。他方、大学、短期大学は、高等教育の「大衆化」が進む中で、多様な能力、経歴、文化的背景をもつ学生を受け入れるとともに、こうした学生たちに適切な教育を行っていくために、さらに教育内容・方法の改善・改革を推進する必要性に迫られている。

本事業は、こうした状況を背景に、各大学、短期大学が実施している教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたもの、特に新規性は見られなくても、真摯な教育努力を継続的に積み重ねて着実に成果を挙げているもの等を選定し、これを公共財として蓄積していくことを通じて、今後の高等教育全体の改善に活用することを目的としている。すなわち、他の大学、短期大学が、選定された取組を参考に教育の改善・改革を推進していくことで、わが国高等教育の活性化を促進させることに主眼を置くものである。

また、本事業は可能な限り継続的に実施するものとし、たとえ当該年度に選定されなかったとしても、大学、短期大学がその取組の改善を図り、翌年度以降、再度本事業に申請できるものとする。こうした点からも、本事業により、各大学、短期大学の質的向上の促進が期待されるものである。

審査方針

本プログラムにおける特色ある優れた取組の選定にあたっては、次の点に留意する。

その取組が、大学、短期大学としての組織的取組であること。

原則として、実績のあること。

その取組が、わが国の高等教育の活性化、教育方法の開発、各大学における教育上の工夫改善の参考等に資すると考えられるもの。

その取組が公共性（社会的使命）を備えているもの。

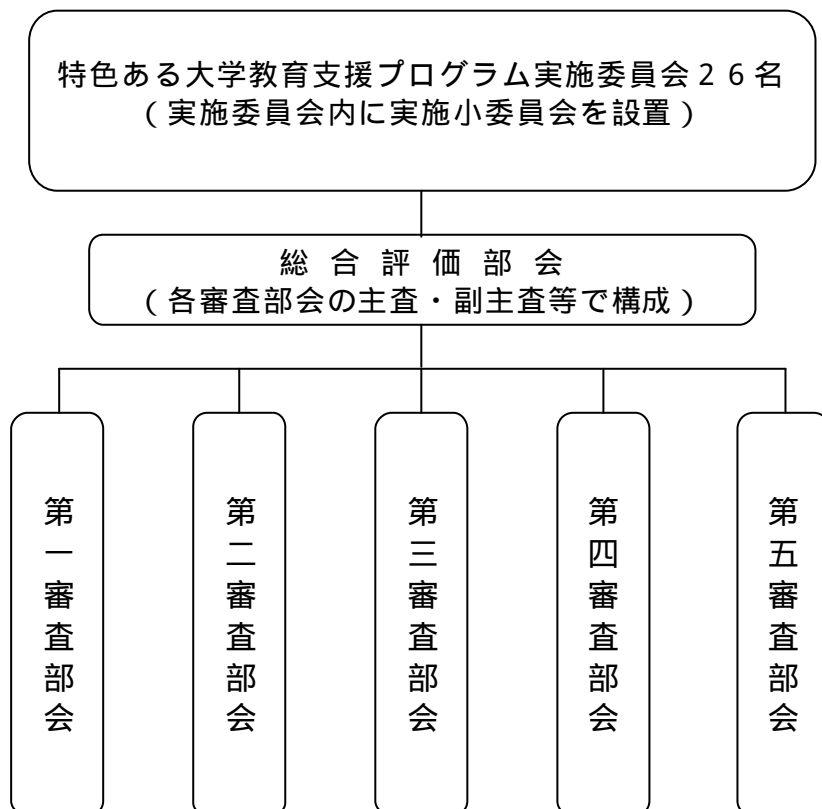
審査方法

具体的審査に入る前に、総合評価部会は、申請書類の基本的要件の審査を行う。審査の客観性を担保するために、各審査部会は、ペーパーレフェリーの意見を参考に書面審査を行い、ヒアリングを実施すべき「取組」を合議審査により選定する。

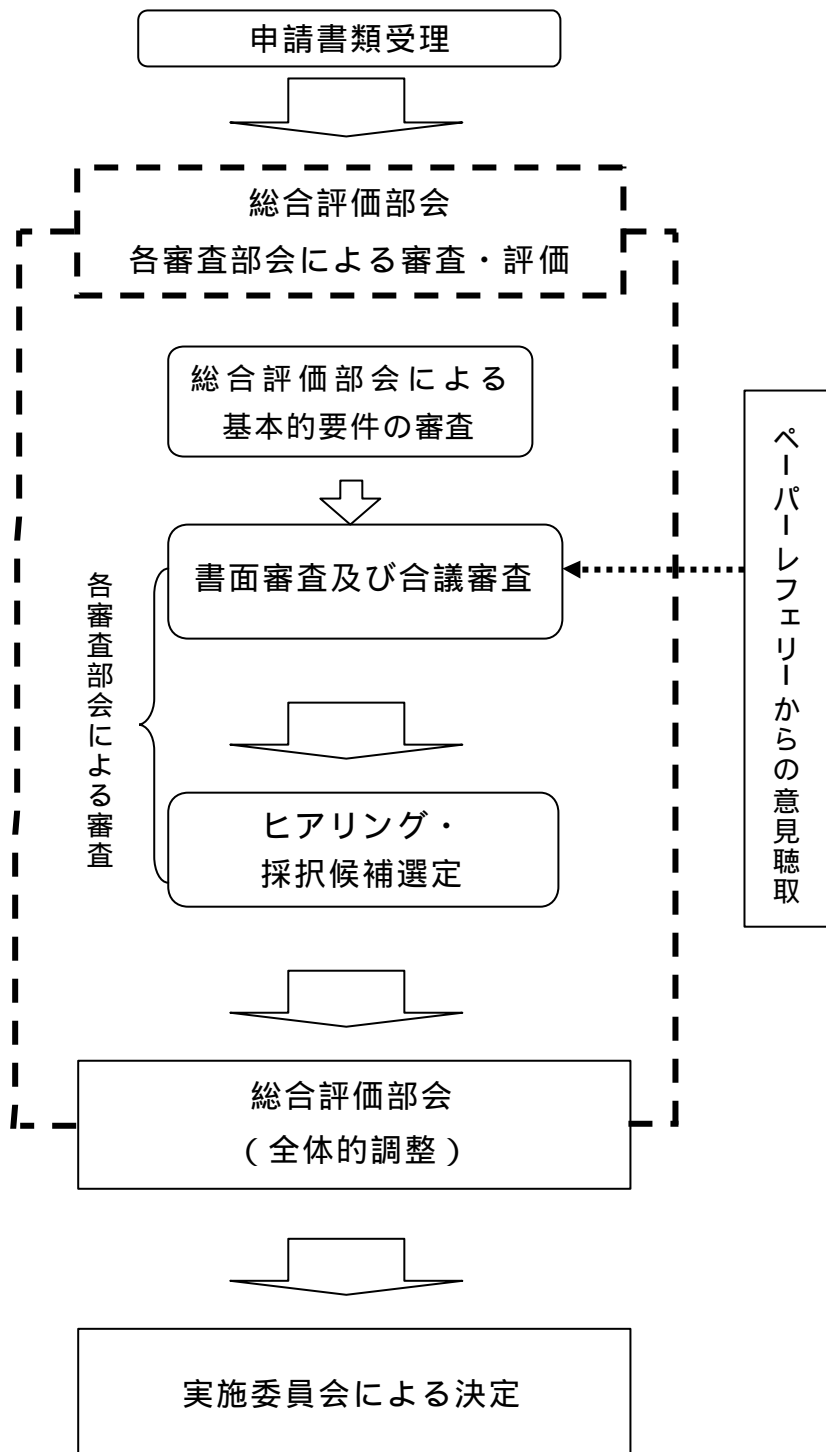
各審査部会は、ヒアリングを実施し、合議により採択候補を選定する。

総合評価部会は、各審査部会により選定された採択候補を総合的に評価し、全体的調整を図る。

実施委員会は、総合評価部会の結果について審議し、最終的決定を行う。



審査手順



選定にあたっての留意点

1 特色性について

- (1) 当該大学、短期大学は、どのような考え方に基づいてこの取組を実施しているか。
- (2) 当該大学、短期大学は、この取組の特色をどう捉えているか。

2 組織性について

- (1) この取組は、当該大学、短期大学等の理念・目的・教育目標の達成を目指して計画され、学内の公的な意思決定を受けて開始されたものであるか。
- (2) この取組の実施体制、学内の支援体制は整備されているか。

3 実績について（新規性はなくても、真摯な教育努力を継続的に積み重ねている実績があれば、それを評価する。）

- (1) この取組を開始してどれくらい経過しているか。
- (2) 当該大学、短期大学は、この取組に関し、当初目標とする教育効果をどのように設定し、その目標を達成するためにどのような努力を払ったか。また、教育効果をどのような方法で測定・評価したか（もしくは、しようとしているか）。
- (3) 多くの学生が、この取組から学習への動機づけなど具体的に学習の利益を受けているか。
- (4) 新たな試みを行おうとする中で、その基盤となる取組が教育目標に対して既に一定の実績を挙げており、本プログラムを契機にその試みをより発展させようというものについて、その基盤となる取組の実績は充分か、当該大学、短期大学は、新たな試みにどれだけ効果が期待できると捉えているか、また、その教育効果をどのような方法で測定・評価しようとしているか。

4 共通性について

- (1) この取組は、他の大学、短期大学が共有できる基盤（根幹）を持つものか、もしくは、わが国の高等教育において先進的試みとして他の大学、短期大学の参考となるか。

5 公共性（社会的使命）について

- (1) この取組は、社会性の涵養に資するものであるか。
- (2) この取組は、時代と社会の要請に応えているか。
- (3) この取組は、時代の先を見据えた先見性を備えたものであるか。
- (4) この取組は、公開性があるか。

その他

1 開示・公開等

- (1) 審査は、非公開とし、審査の経過は公にしない。
- (2) 「特色ある大学教育支援プログラム」の取組が決定された後、ホームページ等への掲載などにより、情報を公開する。

2 利害関係者の排除

委員は、所属大学の申請案件もしくは所属大学に関する申請案件の審査・評価を行わないものとする。

書面審査の場合は、該当委員を除く委員で審査・評価を行うこととし、合議審査（ヒアリングを含む）の場合は、関係申請の審議中は退席することとする。

また、その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請についても審査・評価を行わないものとする。